

特別委員会活動報告

議会改革特別委員会

まちづくり特別委員会

平成25年度まちづくり特別委員会は、「デマンド交通」によるまちづくりを中心に調査・研究してまいりました。

デマンド交通とは、現状といたしまして全国的に公共交通網、主に路線バスのなかには収支のバランスが取れず廃線になるなどして、交通不便地帯が形成されつつあるといった問題が増加しています。

そういうた地域に、少ない乗車人数での運行を可能とするシステムを構築し、運行経費などを抑えつつ交通不便地帯をなくしていくことをする取り組みです。

現在土岐市ではデマンド交通として「市民バス」を運行しており、毎年8万人以上の方々に利用して頂いています。(曾木もみじまつり臨時便の人數も含む)。

しかしながらPR不足があり、そういった取り組みが行われていることを知らない市民方々がまだ多いといた根本的な問題があります。

それに伴い、市の調査として老人クラブや交通不便地帯にお住まいの方な

どに、現在利用している通院先や主な買い物先、利用施設などのアンケートを始めている次第です。

それらのアンケート結果を見ますと、現在のバス停やシステムでは現状あまりうまく使われているとはいえない状況が浮き彫りになつております。

また、路線がまだまだ少ないと、具体的には、「土岐市立総合病院」や「ウエルフェア土岐」以外にもバス停、行く路線などを増やしてほしい、バス停を増設してほしいなどの意見も出てきました。

バス停を設けるのではなく、各家庭の玄関先から目的地の玄関先まで送迎をする乗り合いタクシー的な「Door to Door」といったシステムに取り組んではどうかなどの意見もあります。

これらの意見やコストなど総合的に考えながら、もちろん関連交通機関やバス会社との話し合いもし、いろいろな意見を取り入れて引き続き調査・研究を重ね、より良いデマンド交通を模索し実行していきたいと考えています。

◆【議会基本条例】4月1日施行
土岐市議会改革特別委員会では、議会と議員の活動原則や市民参加の推進などを明文化することにより、議会での議論を活発化するとともに、開かれた議会づくり、多様な市民の意見を集約し、真に市民の付託に答える議会を実現することを目的とし、数年前から各議員間や委員会等で議会基本条例の必要性や意義について、先進市の視察や委員会等で協議などを重ね、議会基本条例の制定を進めてまいりました。平成23年には、土岐市議会独自の特色ある条例の制定に向け、議会改革特別委員会を設置し、土岐市議会の議員全體で取り組んでまいりました。

議会改革特別委員会では、各委員から多くの活発な意見が出されるなど慎重に審議し、実に38回もの委員会を開催して、3月の第一回土岐市議会定例会に上程可決させていただき、平成26年4月1日より施行させていただくこととなりました。

土岐市議会基本条例の特色の一部でありますのが紹介させていただきます。

第7条におきまして、市議会の活動を広く市民に報告するとともに、開かれた議会の推進と合わせ、市民の意見

に耳を傾け集約する場として、「議会報告会」を条例化いたしました。

第10条では、これまでの本会議や委員会では、市長や執行部から議員に質問することはできませんでしたが、議員の質問内容によっては、論点や争点を明確にするため、市執行部から議員に逆質問ができる「反問権の付与」の条例化をいたしました。

第15条では、議会は、自治体で行われる事業や将来に關わる政策などを決定する場所であり、議会をまとめる議長の役割は大変重要であります。

これまでの議長選は、時には形式的なこともあり、開かれた議会とは言えないので、候補者は所信表明し、選出しようとする「正副議長の選出」に関する条例でございます。

第18条では、市長等から提出された議案に限らず、特定のテーマについて、各議員が活発に意見交換を行い、議会として共通の問題意識を醸成するための「政策討論会」を行おうとするための条例化でございます。

最後に、議会改革特別委員会では、議会基本条例を制定することを目的とすることなく、この度、制定された条例を大いに活用し、開かれた議会の推進とともに、今後とも一層の議会改革に努めてまいりたいと存じます。